

2016年3月 今月のトピック

『ジュニアNISA元年』

アナリスト 神田 泰伸

2016年3月9日作成

今回は、1月より口座開設の受付が開始された未成年者少額投資非課税制度(以下「ジュニアNISA」)について、20歳以上の方が利用できる少額投資非課税制度(以下「NISA」)と比較し、制度の違いや特徴などについて、解説致します。

『制度のポイント』

- 口座開設できるのは、日本国内に居住する0～19歳の未成年者。
- 非課税となるのは、上場株式・公募株式投資信託等の配当所得・譲渡所得。
- 2016年から2023年までの8年間買い付けが可能。
- 非課税投資枠は年間80万円、非課税期間は最長5年間。
- 20歳になるまで非課税での運用が可能。(制度継続中に20歳になる場合、非課税のままNISA口座へのロールオーバーが可能)
- 1人につき、開設できるジュニアNISA口座は1つ。(金融機関の変更不可)
- 18歳になるまで払出し制限あり。
- 運用は原則、親権者等が運用管理者となり、未成年者の代理で行う。(運用管理者は、未成年者の2親等以内の家族)
- 運用資金は原則、口座開設者本人名義での振込に限る。

■ジュニアNISA制度開始の背景

—NISAに続きジュニアNISAが作られた背景は、モデルとなったイギリスの制度（ISA）とほぼ同じで、目的は大きく3つあります。

1つ目は投資家のすそ野の拡大。現在の投資家には高齢者が多いと思われ、今後投資家として期待される若年層に、投資に対する理解と実践を促し、投資家のすそ野の拡大を図ろうとするものです。

2つ目は世代別金融資産の偏在の緩和。現在は国内の金融資産の多くは中高年以上の年齢層が保有しており、若年層の金融資産は少ない状況となっています。この制度の導入により、相続等への利用も考えられ、こうした偏在を緩和できるものと期待されています。

3つ目は長期投資の促進。若年層は大学進学時などに纏まった資金が必要になる為、それに向けて長期間で資産を形成できるように援助するものです。

■ジュニアNISAのメリット・デメリット

メリット1	年間80万円の非課税投資枠が最大5年間（合計400万円）利用可能 教育資金の運用に活用できる
メリット2	贈与税の枠（年間110万円）の範囲内で資産を移動でき、贈与税はゼロ 相続対策にも活用できる
デメリット	NISAのように自由な出金ができず、払い出し制限が設けられる 両親が子供名義で運用し、教育資金として利用するのが主な目的

■NISAとジュニアNISAの相違点

		NISA	ジュニアNISA
口座開設 について	対象者	日本在住で20歳以上 (注1)	日本在住で0歳~19歳 (注2)
	必要提出書類	基準日の住所が記載された 住民票・除票等 (注3)	マイナンバー
	金融機関変更可否	可能	不可能
取引に ついて	取引主体者	口座名義人(本人)	親権者
	非課税投資枠	120万円/年(注4)	80万円/年
	非課税期間	最長5年	
	非課税制度期間	2023年(平成35年)まで	
	対象商品	上場株式、投資信託	
	払出制限	なし	18歳まで払出不可(注5)

(注1) NISA口座を開設される年の1月1日現在で満20歳以上の居住者等に該当する方

(注2) ジュニアNISA口座を開設される年の1月1日現在で19歳以下の居住者等に該当する方

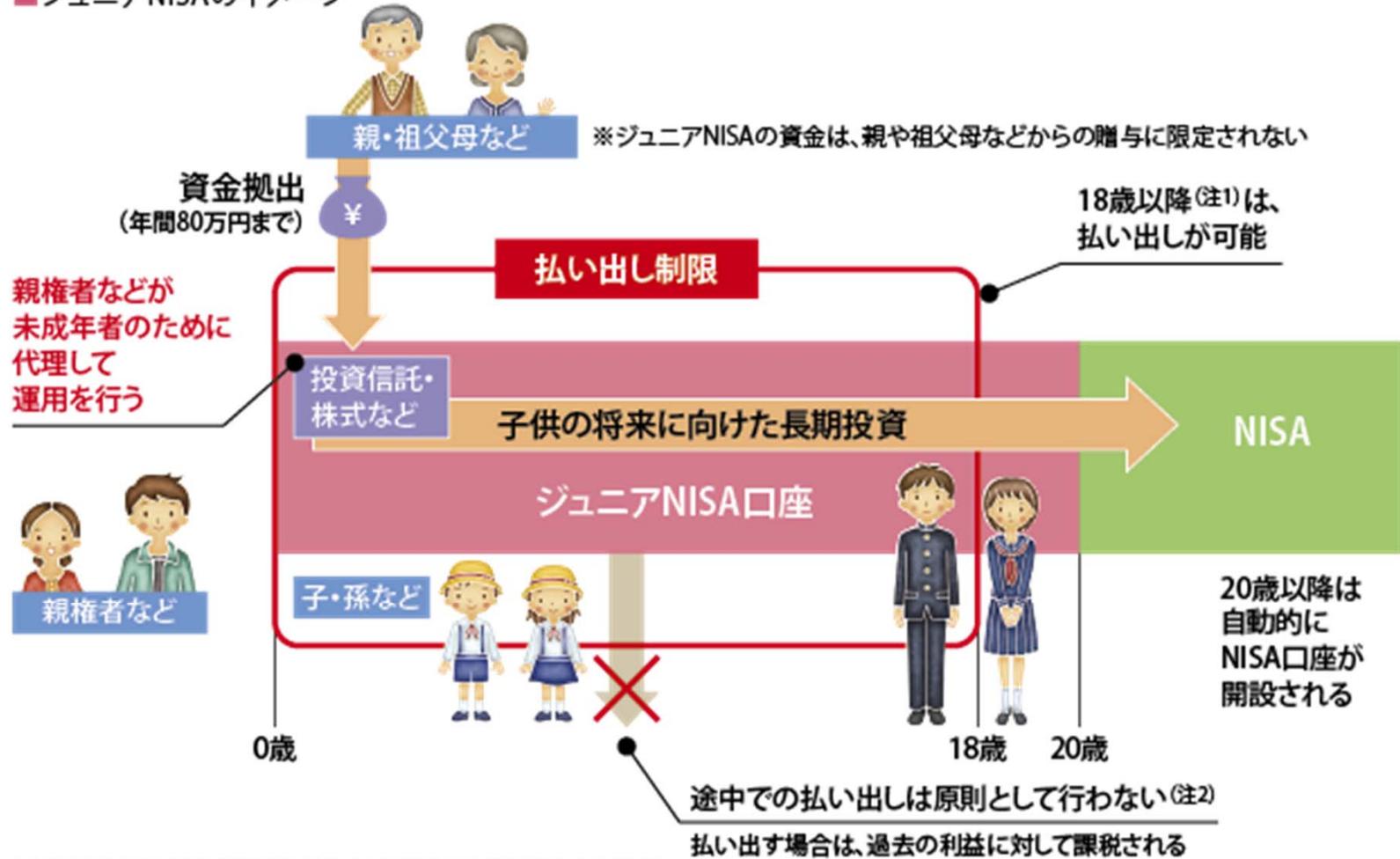
(注3) 2018年(平成30年)分のNISA口座開設より、マイナンバーを用いた手続き簡素化が検討されています

(注4) 2016年分より、従来の100万円/年から20万円/年増額

(注5) 災害時等を除き、途中で払出し(出金等)をされた場合には、生じた利益に対して遡及して課税されます

概要

■ジュニアNISAのイメージ



(注1) 3月31日時点で18歳である年の1月1日以降(例:高校3年生の1月以降)

(注2) 災害等やむを得ない場合には、非課税での払い出しが可能

出所: 金融庁HPより三菱アセット・ブレインズ作成

■投資元本は「ジュニアNISA口座」に、売却後は「課税ジュニアNISA口座」

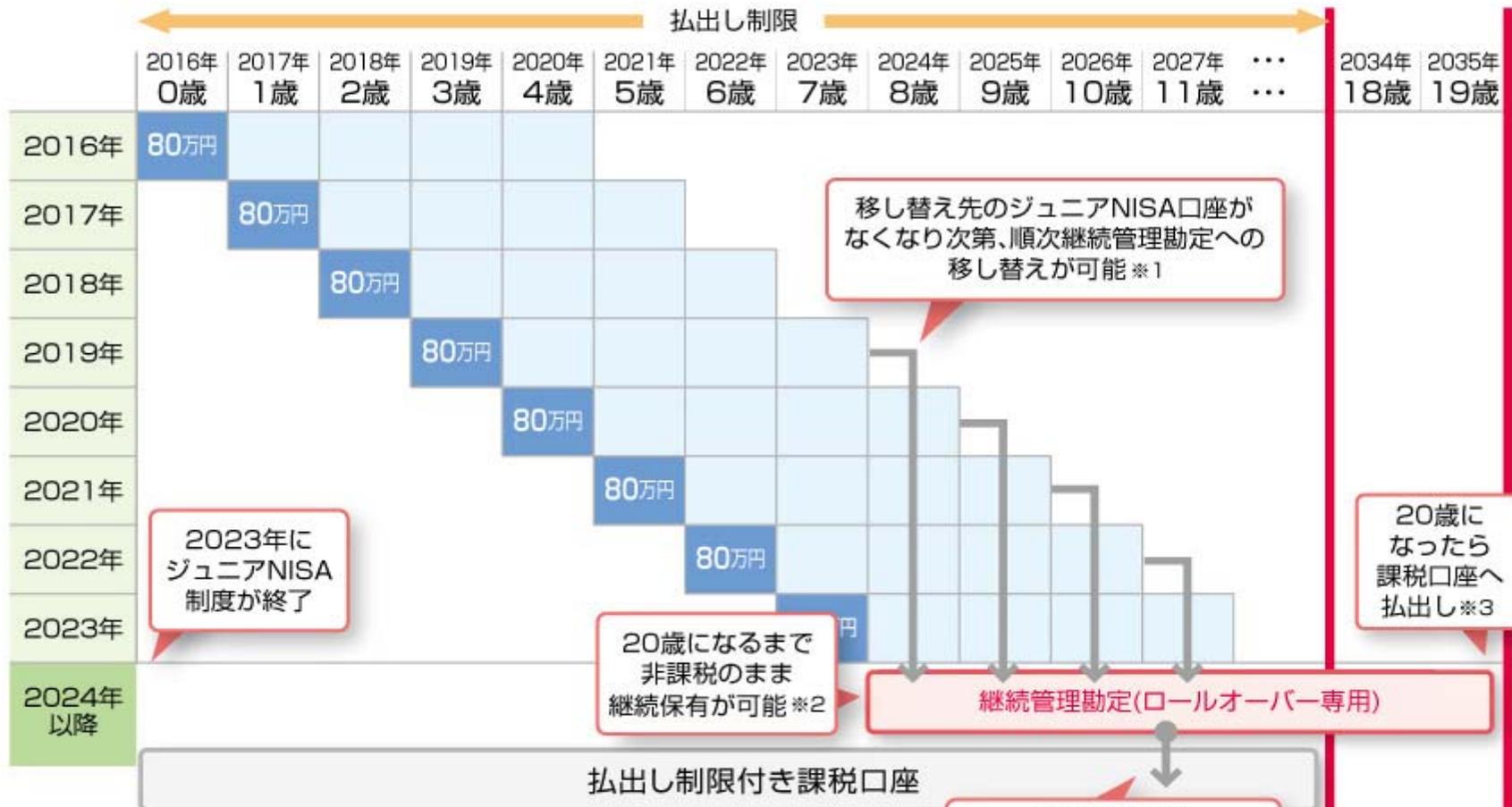
それでは、実際にジュニアNISAで投資をした場合のお金の流れを見てみましょう（次頁、P 33）。毎年上限額の80万円を投資すると仮定します。

実は「ジュニアNISA口座」を開設すると、自動的に「課税ジュニアNISA口座」という口座と一緒に作られます。この口座では、株式を売った際の売却代金や配当、投資信託の売却代金や分配金などの利益が管理されます。この口座にあるお金を、別の年のジュニアNISAの投資資金にする（再投資する）ことも可能です。

「課税ジュニアNISA口座」で管理しているお金も、「ジュニアNISA口座」で投資した資金同様払い出すことはできませんが、18歳になったら自由に払い出せます。

現状では、ジュニアNISAは2016年1月から2023年12月までの8年間の制度となっています。NISAと同様に、制度の恒久化が望まれています。もし、2023年で制度が終了となり、その時に口座名義人が18歳未満だった場合はどうなるのでしょうか。

ジュニアNISA口座で運用していたお金は「継続管理勘定」という新たな口座に移管（ロールオーバー）されて、20歳まで非課税で保有できます。18歳になったら払い出してもいいですし、新たな手続きを行わずNISA口座に引き継ぐことも可能です。



- ※1 移管日の時価で80万円が上限です。
- ※2 継続管理勘定では、新規投資は不可ですが、売却は可能です。
- ※3 払出し時の時価が、新たな取得価額となります。

出所：日本証券業協会HP等より三菱アセット・ブレインズ作成

■ジュニアNISA活用法

最後に、ジュニアNISA活用法について触れておきましょう。0歳～19歳の未成年者に対して毎年80万円の非課税投資枠が設定され、売却分の払出しは18歳になるまで原則できないという制限はありますが、NISAと同じく投資で得た収益は非課税扱いとなるので、お子さんがいる個人投資家にとっては是非利用したい制度です。

ジュニアNISAの役割として、1つは将来に備えた資金作りが挙げられます。小さなお子さんの場合、投資のことをきちんと理解できるようになるのは中学生以降だと思われるので、それまでは将来の学費などを作る目的で、親御さん自身が運用することになります。

もう1つは投資教育です。お子さんが投資を理解できる年齢になったら、是非ご一緒に投資してみましょう。最初は投資を身近に感じてもらう為に、お子さんが知っている会社の株式を買うことから始めるといいでしょう。ただし、株式の個別銘柄だけではリスクが高くなりがちなので、投資信託を使ってバランスのとれた資産配分を目指したいところです。

ファンド選びのポイント例

大学入学までの期間	十分に時間がある (例：子や孫が0～8歳)	あまり時間がない (例：子や孫が14歳～17歳)
運用スタイル	大学入学時まで運用資産のリターンが最大になるような運用を目指す	NISAに引き継ぐことを前提に経験を積み、最終的には長期・分散投資
投資対象例	<ul style="list-style-type: none"> ・分配よりも資産成長を重視 ・バランスファンドやターゲットデートファンドなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に自由 ・最終的には、長期の成長が望める投資対象にシフト

- 本レポートに関する著作権、知的財産権等一切の権利は三菱アセット・ブレインズ株式会社(以下、MAB)に帰属し、許可なく複製、転載、引用することを禁じます。
- 本レポートは、MABが信頼できると判断した情報源から入手した本レポート作成基準日現在における情報をもとに作成しておりますが、当該情報の正確性を保証するものではありません。
- MABは、本レポートの利用に関連して発生した一切の損害について何らの責任も負いません。
- 本レポート中のグラフ・数値等は、あくまでも本レポート作成基準日までの過去の実績を示すものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 本レポートは、情報提供を目的としたものであり、投資信託の勧誘のために作成されたものではありません。

【照会先】

三菱アセット・ブレインズ株式会社

アナリストグループ

勝盛・佐藤・竹内・大野

03-6721-1039

analyst@mab.co.jp

〒107-0062

東京都港区南青山1丁目1番1号 新青山ビル西館8階

TEL:09-6721-1010 FAX:03-6721-1020

URL: <http://www.mab.jp/>

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1085号

加入協会名 一般社団法人 日本投資顧問業協会